第 5081 号

(2-2)



1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年10月6日月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

☆ 休眠会社の整理

Q:休眠会社が12年ぶりに整理されることになったと聞きましたが、どういうことなのですか?

A:会社法の改正によって役員変更等の登記が12年になったことに伴って、休眠会社の整理が12年ぶりに行われることとなりました。

【解説】

休眠会社の整理は、これまで5年に1度でしたが、会社法が改正され12年に1度となり、このたび、久しぶりに整理が行われることとなりました。

具体的なスケジュールは次のとおりです。

- ①今年の11月17日時点で休眠会社または休眠 一般法人に該当する会社等について、法務大 臣が官報公告をします。
- ②登記所から対象となる会社に法務大臣の公告があったことが知らされます。
- ③来年1月19日までに事業を廃止していない 旨の届出や役員変更等の登記申請しない会社 等については、解散したものとみなされ、平 成27年1月20日付けで登記官の職権による解 散登記が行われます。
- ④解散登記から3年間何もしなければ会社は 消滅します。

解散登記されないためには、平成27年1月 19日までに、まだ事業を廃止していない旨の 届出を登記所からの通知書を利用してするか、 書面に必要事項を記載して、登記所に届出し てある代表者印を押印して提出しなければな りません。







